



独評発第0827003号
平成20年8月27日

独立行政法人労働者健康福祉機構
理事長 伊藤 庄平 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 井原 哲夫



独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標期間の
業務実績の暫定評価結果について

標記の評価結果を取りまとめたので、別添のとおり通知する。

独立行政法人労働者健康福祉機構の
中期目標期間の業務実績の暫定評価結果

平成20年8月27日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 中期目標期間（平成16年4月～平成21年3月）業務実績について

（1）評価の視点

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、特殊法人労働福祉事業団が平成16年4月1日に新たに独立行政法人として発足したものである。

本評価は、平成16年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成16年度～20年度）全体の業務実績について評価を行うものであり、評価結果を次期中期目標等へ反映させる観点から、中期目標期間の最終年度に暫定的に実施するものである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、各年度の業務実績の評価において示した課題等、さらには、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）

（以下「整理合理化計画」という。）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、暫定評価を実施した。

（2）中期目標期間の業務実績全般の評価

機構の目的は、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図る等により労働者の福祉の増進に寄与することであるが、この目的を達成するため、機構は労災病院等の療養施設、健康診断施設、産業保健推進センター、リハビリテーション施設等の設置及び運営の事業をはじめとして、産業保健関係助成金支給事業、未払賃金立替払事業など、国の労働福祉政策等に密接に連携した多様な事業を効率的に運営していくかなければならない。

労災疾病等の研究・開発については、平成16年度に労災疾病等12分野の各分野ごとに中核病院を定め、労災疾病研究センターを設置し、体制を整備した上で計画に沿って研究・開発を行ってきた。さらに、アスベスト問題という外生的要因に即応し、平成18年度には、労災病院グループの蓄積された医学的知見の下、新たにアスベスト関連疾患分野を立ち上げるなど社会情勢に柔軟に対応しつつ研究・開発を進め、平成19年度に労災疾病等13分野のすべてについて研究成果を取りまとめ、学会・学術誌への発表を逐次実施するとともに、行政機関等へ情報提供を行い、産業保健推進センター等と連携しつつ研究成果の普及に努めるなど、当該分野におけるわが国のモデル医療等の発展に貢献していることは高く評価できる。

産業保健関係者への取組については、産業保健推進センターにおいて、事業効果を把握するための実態調査等に基づき、研修・相談の質及び利便

性の向上に努めるとともに、母性健康管理に関する研修など、新たなテーマの研修を積極的に実施するなどにより、産業保健関係者の知的資本の蓄積が図られているものと評価できる。また、同センターを中心に、新潟県中越地震、能登半島地震などの災害発生時における被災者及び事業主等に対する健康相談体制を整備するとともに、アスベスト問題に関する産業保健関係者及び労働者等に対する相談体制を整備するなど、社会情勢に迅速かつ適切に対応したことは高く評価できる。

中期目標期間中に収支相償を目指すこととされている労災病院については、平成16年度から平成19年度までの4年間で144億円の損益改善が行われてきていることは評価できるが、平成19年度においては平成18年4月の診療報酬の大幅なマイナス改定の影響や経済環境の悪化に伴う資金運用環境のマイナス圧力に加え、医師・看護師不足の急速な進展の中で、中・長期的な視点から、経営基盤の確立及び医療の質の向上と安全の確保のための診療体制の整備・強化を行ったこともあり、損益改善にペースダウンが見られたところである。

これらを踏まえると、中期目標期間の業務実績については、機構の設立目的に沿って、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

- ① 労災病院事業については、労災病院グループが勤労者医療の中核的な役割を果たす医療機関であるとともに、地域医療の中核的医療機関でもある場合が多いことから、地域の医療機関等に対し、積極的に労災疾病等に関する研究成果の普及を図るとともに、地域の実情を踏まえつつ、地域医療連携を強化し、事業を進めることが必要である。
- ② 労災病院の財務内容については、平成19年度においては損益改善にペースダウンが見られたところであり、今後、更に収支改善に向けたフォローアップを逐次実施するとともに、予算管理の徹底を図るなど、収入確保・支出削減について、これまで以上の改善と工夫を行うことが必要である。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化について

組織・運営の体制の見直しについては、理事長メッセージの全職員に対する配布等により、職員への経営方針の浸透を図るとともに、経営改善推進会議を開催し、経営実績と経営目標を対比した指導を行うほか、健全な経営基盤を確立するため、経営改善病院に対して経営改善計画書を策定させ、継続的なフォローアップを実施するなど、本部指導の下、経営改善に努めた点は評価できる。

また、医師を除く職員給与のカットを継続するとともに、施設別業務実績の勤勉手当への反映、管理職手当からの年功的要素の排除、管理職に対する個人別役割確認制度の徹底等の取組を行ったことは評価できる。今後は、職員への経営方針の一層の浸透を図るとともに、職員のモチベーション及びモラールの維持・向上に留意しつつ、組織全体の効率化、活性化の実現に向けた経営改善の取組を強固に続けていくことを期待する。

一般管理費及び事業費については、平成20年度において平成15年度と比較してそれぞれ15%、5%に相当する額を削減することが目標となっているが、平成19年度において、一般管理費については人件費の抑制等により平成15年度に対して12.1%を節減し、事業費については平成15年度に対して9.3%を節減するなど、効率化が図られ、着実に取組が進んでいると評価できる。今後とも、一般管理費・事業費の効率化に一層努力することを期待する。

労災病院の再編については、地域医療の確保、受診患者の診療・療養先の確保、職員の雇用の確保及び移譲先の地元関係者等に最大限配慮しつつ、円滑に処理した結果、「労災病院の再編計画」における廃止・統合を完了したことは評価できる。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について

① 業績評価の実施、事業実績の公表

業績評価の実施については、業績評価委員会による業績評価を業務の改善に反映させるとともに、バランススコアカードの手法を用いた内部業績評価の一層の定着を図りつつ、管理職に対する個人別役割確認制度の徹底、バランススコアカードの精度向上を図るためのSWOT分析の実施など、提供するサービス・業務の質の向上につなげる取組を実施しており、評価できる。今後は、民間で行われている諸制度も参考にしつつ、内部業績評価制度の定着に向けて一層の努力を行うとともに、バランススコアカードにおいて、より具体的な数値目標を設定

するなど、更に業務の質の向上につながる取組を行うことを期待する。

② 勤労者医療の中核的役割の推進

労災疾病に係る研究開発については、平成16年度に労災疾病研究センターを中心として研究・開発体制の整備を行い、平成18年度には新たにアスベスト関連疾患分野を立ち上げるなど社会情勢に柔軟に対応しつつ研究・開発を進め、平成19年度に労災疾病等13分野のすべてについて研究成果を取りまとめ、学会・学術誌への発表を逐次実施するとともに行政機関等へ情報提供を行い、産業保健推進センター等と連携しつつ、研究成果の普及に努めるなど、当該分野におけるわが国のモデル医療等の発展に貢献していることは高く評価できる。今後は、国内外に対する効率的かつ効果的な成果の普及が積極的に行われることを期待する。

勤労者に対する過労死予防、メンタルヘルス不全予防及び治療、勤労女性の健康管理対策については、利用者の利便性の向上を図るため、勤労者の利用しやすい時間帯に相談を実施するなど、利用者のニーズに応えつつ、事業展開を行った結果、中期目標期間4年目にして数値目標を達成するなど大きな成果をあげている。今後も引き続き、効果の検証を行いつつ、利用者にとってわかりやすい指導・相談を実施するなど積極的な取組を期待する。

勤労者医療の地域支援の推進については、患者紹介に関する労災指定医療機関との連携強化、モデル医療の普及、高度医療機器の受託検査の実施等に積極的に取り組み、労災病院の地域医療連携における中核的な役割を増大させてきたことは評価できる。

高度・専門的医療の提供については、初期研修医集合研修や臨床研修指導医講習会の開催、労災看護専門学校における新カリキュラムの導入等の取組により、優秀な人材の確保・育成に努めるとともに、救急患者受入体制の強化、高度医療機器の計画的整備による専門的治療の積極的推進を行ったほか、医療安全確保のための改善計画書の策定、労災病院間医療安全相互チェック、医療事故・インシデント事例のデータの収集・公表など、良質で安全な医療の提供に資する取組を実施しており、評価できる。

行政機関等への貢献については、国が設置する委員会等に労災病院医師が積極的に対応し、情報提供等の協力をうととともに、アスベストによる健康被害に対し、アスベスト健診や相談対応に取り組んだほか、医師に対する石綿関連疾患診断技術研修の実施及び労災認定に必要な

石綿小体の計測等、行政機関からの要請に応じて積極的に取り組んだ点は大いに評価できる。また、労災疾病研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見に関する行政機関等への情報提供については、今後ともより積極的に行うことを期待する。

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、患者の状況に応じた在宅就労支援プログラムの実施及び車いす、自動車関連機器の改造等きめ細やかな対応に努めつつ職場復帰等の支援を行い、4年連続で医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保するなど、実績をあげている点は評価できる。今後、地域との連携を密にし、更に職場・自宅復帰を進めることを期待する。

③ 健康診断施設の運営

海外勤務者の健康管理支援事業については、満足度調査において4年連続で中期目標に掲げられた数値を上回ったほか、新型インフルエンザ対策マニュアル検討セミナーを開催するとともに、海外赴任中の健康管理サービスの提供や海外医療事情に関する情報提供などにより、海外派遣者の健康維持管理に貢献しており、評価できる。今後は、整理合理化計画等に基づく業務の廃止決定を踏まえ、適切に対応することが必要である。

④ 産業保健関係者に対する研修又は相談、情報の提供、その他の援助

産業保健関係者に対する研修又は相談については、産業保健推進センターにおいて、事業効果を把握するための実態調査等に基づき、利便性の向上に努めるとともに、母性健康管理に関する研修などニーズに応じた新たなテーマの研修を実施するなどにより、研修、相談の質及び利便性の向上に努めた結果、中期目標に掲げられた数値目標を上回る実績をあげていることは評価できる。また、同センターを中心に、新潟県中越地震、能登半島地震などの災害発生時における被災者及び事業主等に対する健康相談体制を整備するとともに、アスベスト問題に関する産業保健関係者及び労働者等に対する相談体制を整備するなど、社会情勢に迅速かつ適切に対応したことは高く評価できる。今後は、勤労者に対する情報提供についてもより積極的に取り組むとともに、業務の一層の効率化等を図ることを期待する。

⑤ 助成金事業

助成金の効果的・効率的な支給のため、申請受付期間の延長、支給回数の増加、申請様式のプレプリント化などの実施により、助成金支給までの事務処理の短縮が図られ、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金について、中期目標期間4年目にして中期目標に掲げられた数値目標を上回る実績をあげたことは評価できる。また、自発的健康診断受診支援助成金についても、平成19年度においては予算枠超過による遅延という事情があったものの、そうした事情を除けば4年間を通じて中期目標に掲げられた数値を上回っており、評価することができる。その他、支給対象事業場に対する実態調査、不正受給が発覚した場合の事業所名公表などにより、不正受給の防止に努めていることは評価できる。今後は、助成金事業の効果の把握に努めるとともに、更なる業務の迅速化を図ることを期待する。

⑥ 未払賃金の立替払事業

未払賃金立替払事業については、審査マニュアル等を作成し研修等で活用するなど審査事務の標準化に努めるとともに、支払回数の増加等を行った結果、請求書の受付から支払までの期間を毎年度短縮させ、中期目標に掲げられた数値を上回ったことは評価できる。今後とも、立替払金の求償を更に進めつつ、業務の一層の効率化に向けて努力することを期待する。

⑦ リハビリテーション施設の運営

リハビリテーション施設の運営については、入所者ごとの社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリング等により、平成18年度以降社会復帰率が中期目標に掲げられた数値を上回るとともに、外部の有識者等からなる懇談会の提言を踏まえ、北海道・広島両作業所の廃止を決定し、在所者の退所先の確保を図りつつ計画どおり廃止したことは評価できる。今後は、整理合理化計画等を踏まえ、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小廃止に計画的に取り組むことを期待する。

(3) 財務内容の改善等について

① 労災病院について

労災病院については、平成16年度から平成19年度までの4年間で144億円の損益改善が行われていることは評価できるが、平成19年度においては平成18年4月の診療報酬の大幅なマイナス改定や経済環境の悪化に伴う資金運用環境のマイナス圧力に加え、医療の質の

向上と安全の確保のための診療体制の整備・強化を行ったこともあり、損益改善にペースダウンが見られたところである。今後、良質な医療サービスの提供に十分配慮しつつも、経営基盤の確立に向けた取組を一層強力に実施することが必要である。

② 人事、施設・設備に関する計画

労災病院間派遣交流・転任推進制度を導入し、看護職や医療職の積極的な人事交流を行い、職員の適正配置及び活性化を図ったこと、運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数について、計画どおりに削減を行い、効率化を図っていることは評価できる。引き続き、人事交流の積極的な実施、体系的な研修等の実施により職員の活性化を図るとともに、優秀な人材の確保に一層努力することを期待する。